



隨筆雜記
下

增
775
103



門會
775
103

隨筆雜記下之集



國武彥助御奉公覺書

堀平太左衛門輝職毅書

右全人遺書

島田嘉保次筆記

右同人再勤調書

境野嘉十郎上書二篇



葬祭辯論
於繁話
水道傳火支
嚴祕略記

嘉保七年子年迄享元年卯年三十六年方

國武澤物抄物之格成抄卷之三覽

一 如解院棟寬永九年豐前高市國上郡入玉岡十八年二月於
市公市平去二十年三月市子向市格五之市存市家格
市入國市寶曆八年三月十七年成中三年

一 真源院棟寬永十九年六月市家督慶安二年十二月於江戶
市年去之九年三月市子向市格五之市存市家格
寶曆八年三月十八年成中三年

一 如應院棟慶安二年四月市八輩市市家督正德二年三月
市年去之十二年三月市子向市格五之市存市家格
市元年三月市子向市格五之市存市家格
市年去之九年三月市子向市格五之市存市家格
市年去之九年三月市子向市格五之市存市家格

中元元後より其後子孫未少と云うは其の如くは
修くとも威治令の上知回前と云うは其の如くは
六年にお事な半

一 澄徳院様所代 茲取石 津友殿様御子と云うは其の如くは
りと年々くわ作し物入と前代未少とお候是れ其の如くは
津物津物之と稱ゆとお初より所以と云うは其の如くは
お事な半と云うは其の如くは

一 津家督年 享保七年壬午 中元元西と云うは其の如くは
年 津家督之度九月七日初日 津家督之度
云云より 津家督之度一統 津家督之度

一 翌五年 乙未年 右津中札之度 津中札之度
一 津中札之度 右津中札之度 津中札之度

此分科と云うは其の如くは

但豊姫様御婚礼之度 津中札之度 津中札之度
津中札之度

一 云云所代 右津中札之度 津中札之度

一 行の式様 津中札之度 津中札之度
一 津中札之度 津中札之度

但此別様と云うは其の如くは
何年と云うは其の如くは
了旨は其の如くは
此後 津中札之度 津中札之度
半斗と云うは其の如くは
此の如くは其の如くは

己未の秋と申す存心は只今迄くおぼろも為武と申すは
おぼろ言ふは時受立申すは之を家成言ふは此大切也
此の世におぼろは徳院那に重成言ふは事

此様と書まはしは心は初葉は只今痛くもぬき世の病
病りと書し也一と申すも立初の中子別業
とて此役の事病りたるも申す有役の書し書付
己未と申す存心は初葉は只今痛くもぬき世の病
と申す存心は初葉は只今痛くもぬき世の病

寶曆八寅神之日

壬午二威親
國武遊仙

三年巳未忠成存心は初葉は只今痛くもぬき世の病

國恩日月仰彌明

武運千秋萬歲聲
遊事退休茅屋裏
仙暮春酒養殘生

前東光山壬午年中書

誠回之通字たて

一等令位今後申すは只今痛くもぬき世の病
遊事 尊德修く日輝く也申すは初葉は只今痛くもぬき世の病

七ノ月二日

寺中登判

武武深物也

不任の道は仁此の道少も礼と扱へず後定信は事
四年の徳智と徳の道とを以て其の徳を精進とて
路の道ありて一にちうとて名を思ふ少も徳急少仁
り礼の道より大徳と事と好む礼と利歎とてその
句柳者多有といふ年目と例と事の事はあつた
いふた礼と弊と改作は事高徳と申定と事物致
とちう有者多といふ事と語ると改作は事
此の道は事の道なり

一 浄土の成就は事物事浄土中浄土の成就なりとも
礼と事物事の道なりとも徳と徳と事物事の道
可成といふ徳と事物事の道なりとも

一 高徳の相徳は事物事の道なりとも徳と徳と事物
事物事の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも
高世人情道例なりとも徳と徳と事物事の道なりとも
有徳相の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも
下徳の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも
浄土の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも
高徳の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも
高徳の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも
高徳の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも

高徳の道なりとも徳と徳と事物事の道なりとも

平昔其友祥職之海之有以故其同席亦多為其後也
之其亦家老之自氣市之印相換也其後之
書附平野九郎其馬方所居其竊寫其年

口之竟

平昔其友祥職之海之有以故其同席亦多為其後也
之其亦家老之自氣市之印相換也其後之
書附平野九郎其馬方所居其竊寫其年

不肖其友祥職之海之有以故其同席亦多為其後也

平昔其友祥職之海之有以故其同席亦多為其後也
之其亦家老之自氣市之印相換也其後之
書附平野九郎其馬方所居其竊寫其年

刑部省風土官一人に法則と成り成るもの事案
長官の所長官及平日の志と成るに法に拘束する事
言ひ及免官戸可致る事柄と成り前者君臣の事
秘案に傳文に於ては此柄に於て適に形式と成り
之の法に於ては法に拘束する事柄と成り

二月

萩市を初

有る朽也翁の著述の天保三年四月廿日

中村萬喜直撰

坂平右衛門友遺書

- 一 寶曆四年時智能右衛門建三の行年事
- 一 沖刑法に依りて用續る今と云ふは不為に成る事
思ふに之を改訂下令するに古來より之を改訂
刑に於ては沖の寶曆四年の約しに用續るは其
尸後志水七助等之實り此の事と云ふは沖の
傳に於ては之を改訂するに沖刑法の事
類考と記す事
- 他は部と罪科と者之を金淑と云ふと集り方選奉
海下と云ふ人等と編者沖刑法方選奉方と云ふ
一 沖家元沖用向自今と云ふ物書に於て沖刑法
止極密同

一 壬的二年二年打候而能自同年四年三月民出候也
中御公粗米銀輕穀在通

一 米五拾石余

一 粗式方六子以百七拾石余 内中百七拾石余在米

一 大麦五石式斗

一 蕎麦四拾石余

一 粟子四拾石余

一 銀貳拾石有目

一 錢百貳拾石有目

右名天の二年分

一 米四拾七拾石余

一 粗式方子之百貳拾石余 内百拾石在米在米

一 粟七拾二拾石余

一 大麦三拾石余

一 蕎麦貳石余

一 淡七貫九百目余

右名天の二年分

右年分合

米五拾石拾石余

粗式方八子百九拾石余

粟貳子百之拾石余

大麦四石式斗 内中百七拾石余在米

銀貳拾石有目

錢百貳拾九貫九百目余

高麦口橋の事

熱河の支方より言はれし事 張百回山家波百回言事

中河原の地を以て言ふ事ありし事あり

一 河部河内領の事

忠利公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
時、河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
容易に成行すも、河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
時、河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
年々々々、河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其

一 河部河内領の事

河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
時、河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
容易に成行すも、河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
時、河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
年々々々、河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其

一 河部河内領の事

河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
時、河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
容易に成行すも、河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
時、河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
年々々々、河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其
河内公河内公河軍用に出征す他、出陣入陣を知らず、其

素人馬供者諸族控 公意出後報不難中し重之蘇官ん
細紙押而流し受入二十人先く中古なるの馬送く以前十
六丈二十丈を之れ以てと浪自の唱来り内まひ七丈
通用物あり人馬供者ありしと唱りて唱りて十丈
二十丈お取来り奉り給ふ右浪自の唱来り方へ給送
と中報の取元年立府中素人馬供者ありしと唱りて
少少交り給入るれ少少送り給ふ年

一 河原中武蔵の浪自も古来何れも浪自も言し河原世に
向付ありし武蔵の田舎成一向区將後代に
今又用言の浪自は河原方浪自余計に後方一回河
原に及共上一流用言と中へ浪自他邦へ寄る為
前より中へ浪自押給り同の如古年 天幕者一浪自

河原代天記其成新人給入用前より河原世に
公意方江行り給ひ是と奉り望年高河原代一浪自天幕者
河原世流し給ひ是と奉り望年高河原代一浪自天幕者
河原代天記其成新人給入用前より河原世に
公意方江行り給ひ是と奉り望年高河原代一浪自天幕者
河原代天記其成新人給入用前より河原世に
公意方江行り給ひ是と奉り望年高河原代一浪自天幕者
河原代天記其成新人給入用前より河原世に
公意方江行り給ひ是と奉り望年高河原代一浪自天幕者
河原代天記其成新人給入用前より河原世に
公意方江行り給ひ是と奉り望年高河原代一浪自天幕者
河原代天記其成新人給入用前より河原世に
公意方江行り給ひ是と奉り望年高河原代一浪自天幕者

高千穂原

修河出原、成りし若根成りし高千穂

高千穂

高千穂原

高千穂原

内

高千穂原

高千穂原

沖合

高千穂原

高千穂原

高千穂原

沖合

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

高千穂原

少将様

沖合様

就君様

延昭様

織田初様

高千穂様

高四首石

付来百二拾石

高四首石

付来百二拾石

高四首石

付来百二拾石

高七首石

付来百二拾石

高二首石

付来百二拾石

高式拾七首石

付来拾二首石

雅樂助成

智之元夜

法心院成

御分料信河守成

采女正拾部知成

御分中一式成

高拾五首石

付来四首石

高式首石

付来八首石

高拾首石

付来二首石

高拾首石

付来六首石

高八首石

付来二首石

高六首石

付来式首石

山切系石

山家系石

山家系石

山家系石

山家系石

山家系石

高六千石

沖國以借物拂

以銀百七拾貫目

高合拾万石

山出方一式

在江戶高野川流經尾通

- 一 高合拾万石
- 一 同式高野川
- 一 同式高野川
- 一 同式高野川
- 一 同式高野川
- 一 同式高野川
- 一 同式高野川

- 少將採山出方
- 沖國採山出方
- 延保採山出方
- 清白院友
- 江戶山出方
- 沖國採山出方
- 沖國採山出方
- 大坂山借物

合拾万石

同

式万石

修之修野川高野川

所

七万石

以合式万石高野川

在江戶高野川新借物

五万石

進之末唐一筆記

一 今般部高野川沖流下之沖流採山出方
 減之年之高野川沖流採山出方
 思之也之別流上之減流採山出方

碩餘送潤步入主亦尚相商或名產物出賣之亦利益
新法之分之先以子初以指止之可也其法可也其法
兄官之有人仁政之可也形之可也仁政之可也其法
少之速之藏贈夫之才一以教逐逐逐逐逐逐逐逐逐
必方之然之半之欠之成亦以行日成亦以行日成亦
可也其法可也其法可也其法可也其法可也其法可也
可也其法可也其法可也其法可也其法可也其法可也
靈威院林冲初年之故夫之初法之良良冲選奉之
債之冲者其其其其其其其其其其其其其其其其其
債者之忽之私之門之可也其法可也其法可也其法
飲合高合高合高合高合高合高合高合高合高合高合
形中之法之可也其法可也其法可也其法可也其法

身不顧忠不圖汝汝冲肉先中之也

文化九年二月廿日

一今及冲子向之出產情之振方有之可也其法可也
應之性而也其法可也其法可也其法可也其法可也
冲肉之其法可也其法可也其法可也其法可也其法
之新法可也其法可也其法可也其法可也其法可也
因之可也其法可也其法可也其法可也其法可也
冲之可也其法可也其法可也其法可也其法可也
可也其法可也其法可也其法可也其法可也其法可也
幅大之其法可也其法可也其法可也其法可也其法
可也其法可也其法可也其法可也其法可也其法可也
病名深者其法可也其法可也其法可也其法可也其法

石為約止若留指方寸只取指之八面取指後容易之
系魚以取垂垂之微方名魚魚之戶以初初之
約單而一取取行指指之而之左取取之也

一 張七子音七指音自 右取末年山指物言

以全拾之方七子音拾音余

一 同八子音八拾音自 右同中年之音

以全拾之方八子音拾音余

一 同九子音九拾音自 右同兩年之音

以全拾之方九子音拾音余

申申申申申 申音取音余 申年指

申申申申申 申音取音余 申年指

左音九子音音余 右年指

一 張七子音九拾音余 即國山方十年分

張九音九拾音音余

全全全全全 全音取音余

張九音九拾音音余

右同末年分

張九音九拾音音余

全全全全全 全音取音余

張九音九拾音音余

右同中年分

張九音九拾音音余

此書都築氏初而不許他見 癸巳秋八月采之
録請而寫之者也 七十一翁許九

右書名高田友史(七書)藏 而新^著歌為情(以之
平入激之之寫至秘入國中 不許外見市時

天保三年丑年六月十日 中村萬喜直衛

境師嘉平印上書

凡物自性之勢と濟之ハ成也 凡物之勢ハと夫ハ成
耶之勢ハ凡物之勢と地之徳也 周易ヨモ乾ハ易と
以之知リ坤ハ簡と以之終之 易簡ヨモ善ハ天地ヨ
以之造之 凡物之勢ハ簡と地之徳也 凡物之勢ハ
易簡ヨモ聖人ハ徳ヲ法フヨモと統御シテ
事ハ之ヨリ凡物之勢ハ簡と地之徳也 凡物之勢ハ
凡物之勢と夫ハ成也 凡物之勢ハと夫ハ成
射師級重帯ヨモ凡物之勢ハ簡と地之徳也 凡物之勢ハ
凡物之勢と夫ハ成也 凡物之勢ハと夫ハ成
凡物之勢と夫ハ成也 凡物之勢ハと夫ハ成

しやう年月と押移り糸不富女及控し物。お汁なる
控し物及日初と禪と傳書おあまもく考案在十一年
初より術成就は高付るとい物たる半中は言は悉く
的白お威半減中具満業ら言は有る丹桂威
し大勢つの中と帰後江大徳一町と無後法は合
控し物方ら後切方お及言はた又人半初句は中
控し物らひ半乞は物く惣とて不次半法は
不滑止半と勢小布とて一人とて法と事とひ公
半ハ難成自然く形は造ら出るとは入ると批と抑
揚のこもく半とひの半またたきと多う出法は
克拜禪法く時と百姓念くふと通説と次と録と

通説は、とて拜と法り拜高禪法の時も拜とて
不通説して高不通説は、より高と法り高啓禪法
と何と蓋ふ不通説して高とて通説は、わと法り
トひ是聖人自然く惣とて半とひのありとて
人前の他人もひよ何ハ他人と法り教子もひよ何ハ子と
法りトひ半自然く惣とて止半場、ありとハ教名と
お後虚らありとて國家人氏法紀とてのこをと用らるる
惣とてセトの法又鄭の礼と子礼高正法とて
法とて定らとて執法の弁容易、國政とて何より法
物との載書と作りと法者ふふとハ法要念く法
とて惣懐り那法はとて子礼とと法とてと子産

此ノ師役中ニテハ酒ノ内服任水陸ニ存思最ノ事相
的當ノ本堂元米出注ノ古鑑ノ執事下ノ以裁ハ
上ノ為立米ノ出注等出ノ於カニ兼テ下ノ子孫發
弟後不足ノ事ハ中ノ事也其ノ何多言及以答決ニ以
裁ハ此等類ノ以

十二月

堀部赤千代

天保三年四月十九日以汗九府主人 堀部赤千代

中村高直

松平豊海河内赤尾止宿ニ成管ノ境也
赤千代ノ書付

於江戸松平豊海河内赤尾止宿ノ境也
赤千代ノ書付
上ノ在任ノ由申書最ノ此等事申中ノ以テ
快ニ決来ノ河内赤尾止宿ノ境也 赤千代
振込ノ在任ノ別ノ書ニ申中ノ此等事申中ノ
以テ無事ノ家来ノ此等事申中ノ此等事申中ノ
合致有之由申書最ノ此等事申中ノ此等事申中ノ
寄付申中ノ此等事申中ノ此等事申中ノ此等事申中ノ
此等事申中ノ此等事申中ノ此等事申中ノ此等事申中ノ

西則方中... 執事... 中... 止... 河... 通... 一... 相...

一 薩列... 西... 相... 中... 河... 通... 一... 相...

考はさやうとあるまゝにや、
みまらるゝも、
のりす半、
展中、
まは史、
男女の別、
公弗、
の物、
も、
文王、
也、

此の学問なるも、
多く知り、
既、
若、
自分、
中、
不、
此、
て、
も、
也、

出度心竟明々由泉の具廢心よりのこと半信して去
と下りて一歳に於て是れ此後忠孝かろこと半信封
中と申す所公の忠義に敬んでし御家忠にても誅を
成り共上る思ふに忠に 言沈ん後も若く撤半不
察善生をかく思惟書ありて好むこと

右に依て河内は移るる難中抑く思ふる方か去
力に朝夕とてあつぬ物とていつく人号移しては難
半に此移る此而の抑く事半に此移る惟國脈終
統くは後とて中をたて入ること八十年に晋侯荀息
とて途と虚に傳く辨を討中討晋國の言齊
臣善の事とて厚くしあふ産くこと名馬と玄棘の

聖とて玄棘といふ事ありしと聖此二事と虚に略して道
と傳へんとし公曰是れ我室相なりしありしとありは
荀息曰乃依虚に傳くこと虚に君の念く同一といふ
公曰虚に八官ありし事ありていつかと荀息曰
言く事あり人あり情弱ありて治る事ありては
ちめて是れは虚の事ありし公曰虚に依て道に
信を傳へしといふ事ありし公曰虚に依て道に
乃とてかといふこと一は先事として親と討あり虎辨を
とて是れ公の事なりと公曰虚に依て言く事ありて不用辨
とて是れ公の事なりと公曰虚に依て言く事ありて不用辨
とて是れ公の事なりと公曰虚に依て言く事ありて不用辨
とて是れ公の事なりと公曰虚に依て言く事ありて不用辨

其意瑞わききいちと周公狼溪の改りと交わいの
詩と賦のあひけつた内樹木と例し民を穿衆
咸主得むひ主勝の書と抄ひく周公の三事と
悟りそのことと抄録と作しむひく天創凡と下
本と記し本とよのせよ本豊年とゆりおも共徳よ
感興のちり古へも今も回し改れらるる事今おき
しもあつてと奪たり者天赫たり者日月天
古へも奪たりと人暗たりとあつて日月古赫と
うしく今明たりとあつてと事無と奪の抄は所
天徹の徳より物と人荀子所謂天地古今なりと事
虚云よあつてと臣等一々の御廻り事の徳民也
可希よ奪ひたりと事りる成事とや徳は抄録と

事と物との聖人の家と抄録のつらうと考りよ常
謙者よしく人より事とまきしあひ人の徳を以
てすると物とあひ中庸も齊好も同めて述ぶ義
と者尚書も同と好爵を祿し人よ事と事なりと事
者いむと其は其の聖人の已と奪り人よ徳と事不
道枚年やとあひ改とあひ人無も高云と事日本
其意の記しとあつてと事いふと事いふと事
世の下とと獨り世の中と一云と事いふと事
事いふと事者の公と上一人より下庶人と事と道と
事いふと事と事なる友の事いふと事徳不敬と事
事いふと事と事者の徳と事いふと事其徳天の徳
事いふと事と事と事満中の事と事いふと事

世帯とては名はる四海の中を先考とせしむる人の
わしを別名は義をあらはしむる言貴とてしうけ部
候とも通ひて軽忽の罪は謝すべし

四巻軍巻と風説とありは

白川公のついで母 御殿を為入御殿に内の子は同あり
海客入と名入人前を遊しは此世系の子とて此世
極へ此世とてしは難事とてしは此世とてしは此世
此世入の御殿人への口錦とてしは此世とてしは此世
此世候方それとてしは此世とてしは此世とてしは此世
うら此世とてしは此世とてしは此世とてしは此世
此世候方それとてしは此世とてしは此世とてしは此世
をしは此世とてしは此世とてしは此世とてしは此世

わしを別名は義をあらはしむる言貴とてしうけ部
候とも通ひて軽忽の罪は謝すべし
白川公のついで母 御殿を為入御殿に内の子は同あり
海客入と名入人前を遊しは此世系の子とて此世
極へ此世とてしは難事とてしは此世とてしは此世
此世入の御殿人への口錦とてしは此世とてしは此世
此世候方それとてしは此世とてしは此世とてしは此世
うら此世とてしは此世とてしは此世とてしは此世
此世候方それとてしは此世とてしは此世とてしは此世
をしは此世とてしは此世とてしは此世とてしは此世

在境大和印白川公所用人南合者其見
白川公奉上書書附々字々榮木打也其乃
弟塚之れ成清々々々々々のなり

天保三年正月七日

中村高善道

隨筆雜記下之集大尾

